

令和7年度 第1回 まちづくり専門委員会議

令和7年8月26日(火) 14:00~16:00

三宮国際ビル7階 701会議室

次第

1. 開会

2. まちづくり支援事業の検証評価

・・・[資料1]

(1) 長期活動団体・長期協定運用団体助成の更新

- ・道場八多連合まちづくり協議会 (更新4回目)
- ・会下山地区まちづくり協議会 (更新4回目)
- ・北野、山本地区をまもり、そだてる会 (更新11回目)
- ・旧居留地連絡協議会 (更新9回目)
- ・フラワーロード沿道まちづくり協議会 (更新3回目)
- ・トアロード地区まちづくり協議会 (更新5回目)
- ・三宮中央通りまちづくり協議会 (更新4回目)
- ・みなと元町タウン協議会 (更新6回目)

(2) まちづくり専門家派遣[コンサルタント派遣]

- ・旧居留地連絡協議会 (地域提案事業)

3. 閉会

◆その他配布資料◆

- ・令和7年度 まちづくり専門委員一覧
- ・まちづくり専門委員会議開催要綱

・・・[資料2]

・・・[資料3]

まちづくり協議会への支援制度

資料1

神戸市では、わがまちの特性に応じた多種多様なまちづくりのニーズに対応するために、地域のみなさんが行うまちづくり活動を**経済的・技術的**に支援しています。

経済的支援

まちづくり助成制度

まちづくり協議会等の活動において発生する、会議の開催経費やまちづくりニュースの印刷費など、その活動費の一部を助成する

技術的支援

まちづくり専門家派遣制度

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、**専門知識や技術**を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する

まちづくり助成

補助対象となる活動とその経費

まちづくり助成の補助対象経費としては、活動の種類に応じて3つに分類されます。どのような活動に、どのような経費が対象となるのかを把握のうえ、活動を実施します。

①基幹活動

まちづくりの主となる活動として、勉強会(定例会)・活動の周知等を中心にまちづくりを推進する団体として必ず実施する活動

[例]会議の開催経費(会場使用料等)、ニュースの発行・アンケート調査(印刷費)等

②提案活動

基幹活動をより効果的に行うための、地域独自の活動

[例]先進事例研究(交通費)等、活動パネル展示(印刷費)等

初動期団体:2万円まで

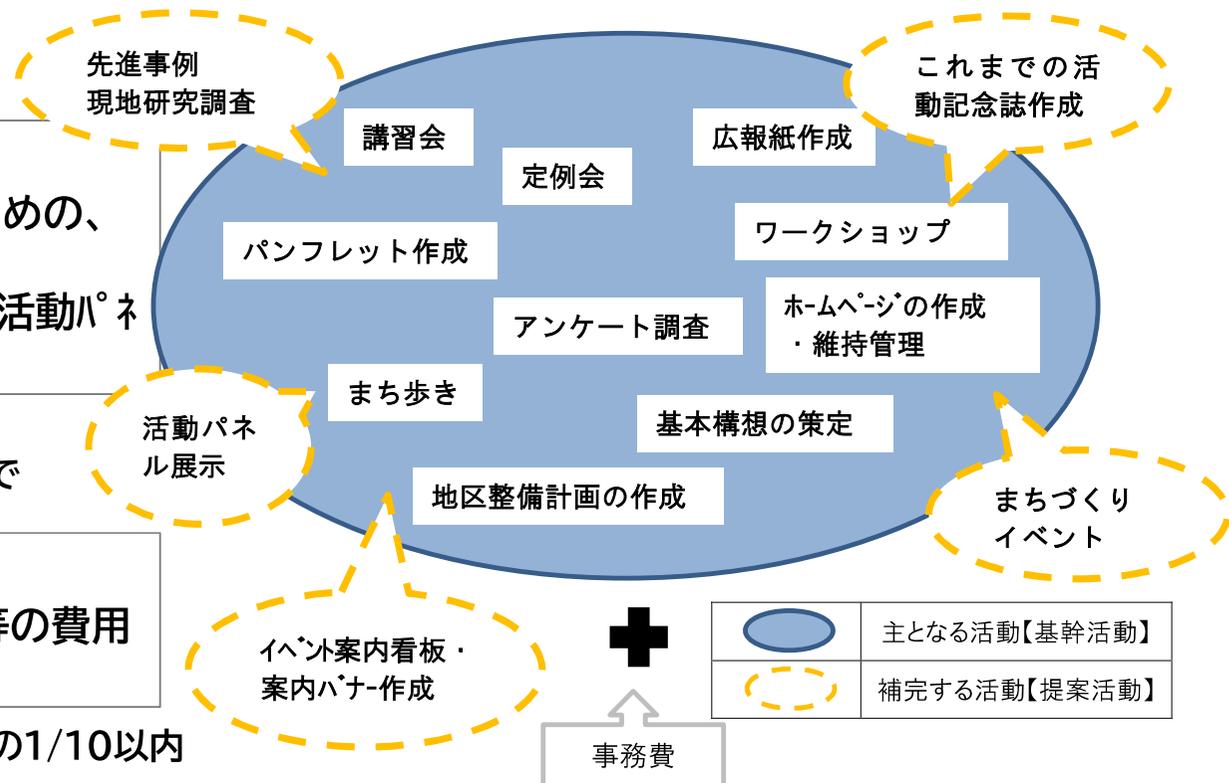
初動期以外:6万円(補助金換算)まで

③事務費

団体の活動に必要な事務用品等の費用

[例]封筒代(消耗品費)等

基幹活動+提案活動に要する補助金の1/10以内



まちづくり助成

・まちづくりの段階によって団体種別を区分し、その区分に応じて助成の期間・限度額を定めている

団体種別	団体の活動段階	助成期間	助成限度額
初動期団体	地域課題の把握など、まちづくりに取り組み始めた段階	原則2年	10万円/年
まちづくり推進準備団体	構想づくりと合意形成 ・まちづくりの目標や方針を地域で共有するために、今後のまちのあり方を構想としてまとめる。	原則3年	30万円/年
まちづくり推進団体	具体のルール作成やものづくりの実行・合意形成 ★神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による認定を受けている	原則7年	30万円/年
事業推進団体	神戸市が行う事業を、地域と市が協力しながら進めている(密集事業、都市計画事業)	事業等の完了 目標年次まで	30万円/年
長期活動団体	★ 運用期・自立化した活動 ・10年以上にわたって組織的に活発なまちづくりの活動を実施 ・他のまちづくり団体への模範的・指導的立場で、かつ啓発活動、人材育成活動を行うことのできる ・まちづくりの自立に向けた活動に取り組む	3年(6年) (更新)	助成対象経費の 1/2かつ 30万円/年
長期協定運用団体	★ 長期活動団体の条件を満たして、まちづくり協定を運用している	6年 (更新)	補助対象経費の 5万円まで全額 5万円以上は1/2 合計30万円/年
再開発準備組合	市街地再開発事業の準備を目的に活動している	原則3年	補助対象経費の 1/2かつ年間 100万/haを限度

まちづくり専門家派遣

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、専門知識や技術※を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する制度

※専門知識や技術
類似事例の紹介
関係法令・事業制度等の解説
広告物のレイアウト など

①コーディネーター派遣

まちづくりについての勉強会の開催
まちづくり協議会設立に向けた検討会
など
(10回/年)

②コンサルタント派遣

まちづくり構想の策定
まちづくり協定等の策定
共同建替のための合意形成 など

③アドバイザー派遣

まちづくり協定等の運用 など
(7回/年)
※景観系の団体は12回/年



まちづくり専門家派遣

コンサルタント派遣種別	対象団体	派遣期間	検証評価
まちづくり構想策定	まちづくりの推進を、組織的、継続的及び計画的に行おうとするもので、計画区域を代表する組織	3年以内	初年度に審査
協定等策定		4年以内	初年度に審査
協定等運用	まちづくり協定等を運用しているもので、計画区域を代表する組織	1年以内	—
協定等更新		2年以内	—
都市計画事業推進	神戸市が定める計画等に関連してまちづくりの推進を組織的、継続的、及び計画的に行おうとするもの	公表されている事業等の完了目標年次まで	初年度に審査
建築物共同・協調化	建築物共同化等を計画する目的をもって、権利者が結成したもの	3年以内	初年度に審査
地域提案事業 	計画区域を代表する組織 (1)まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの (2)要綱の目的を推進するために市長が特に必要であると認めたもの	2年以内	初年度に審査
事前調査・検討	次のいずれかに該当する活動に取組むために必要となる事前調査・検討を行おうとするもの (1)まちづくり構想策定 (2)都市計画事業推進 (3)建築物共同・協調化	1年以内	—

まちづくり専門家派遣制度

コンサル(構想策定:原則3年以内)派遣の要件

- ①今後のまちづくりの方針、まちづくりの構想等を作成する。
- ②原則として計画区域が500㎡以上の面積を有すること。

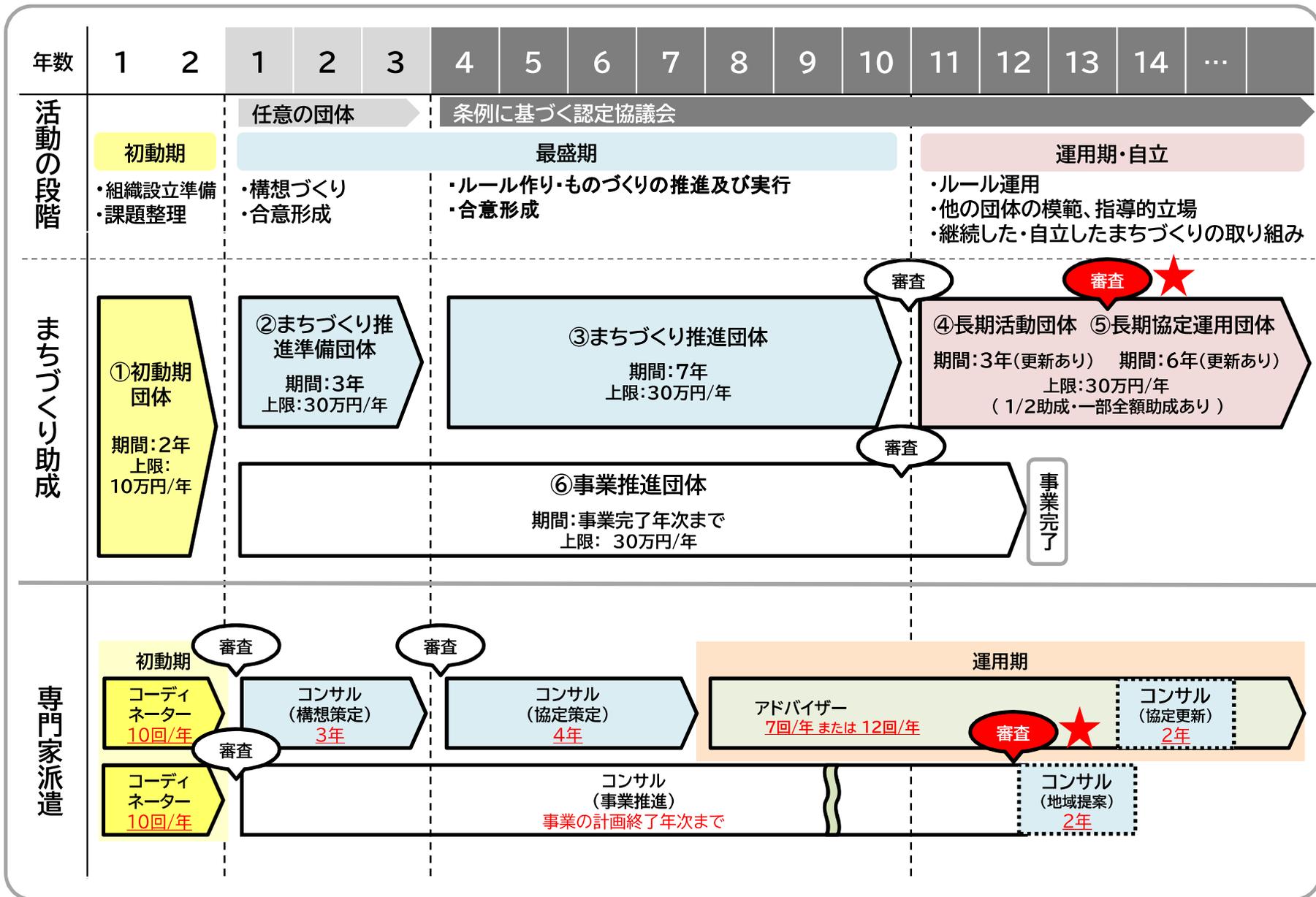
コンサル(地域提案事業:原則2年以内)派遣の要件

- ①まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの。
- ②要綱の目的を推進するため、市長が特に必要であると認めたもの。

【要綱の目的】

この要綱は、市街地において、協働と参画によるわがまち空間づくりの推進に向け、市が専門的及び技術的な支援を行うことにより、事業の円滑な推進、コミュニティを守り、育て、創るすまいづくりの推進、土地の有効利用、及び良好なまちなみの形成を図ることを目的とする。

まちづくり支援事業の事例(例:まちづくり協定の策定・運用)



まちづくり支援事業の検証・評価、評価の方針・視点

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">まちづくり協議会</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓ 申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事務局 査定</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div>	まちづくり助成	専門家派遣
	審査の対象	10年を超えて支援を受ける団体 ・長期活動団体 ・長期協定運用団体 ・事業推進団体 ▶更新(3年(協定等は6年ごと))
評価軸の設定	①長期にわたって組織的に活発な活動を行ってきたか ・地域の環境改善(ルール系) ・都市基盤の整備(事業系) ・良好な景観形成(景観系) ②他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動を行うことができる資質を有しているか ③まちづくりの自立に向けた活動に取り組んでいるか	①技術的支援の必要性 ②まちづくり活動の計画性 ③自立に向けた活動の計画性

まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議
 評価軸に対する事務局の査定を確認のうえ、助成・派遣の適否を決定する

まちづくり専門委員会 意見聴取
 まちづくり活動(まちづくり活動の活性化、自立化の促進)について意見・アドバイスを伺う

※意見を、支援の決定通知書に付してまちづくり協議会へ伝える

地域のまちづくり活動へ反映

令和7年度第1回 まちづくり支援事業 検証・評価

(1)長期協定運用団体・長期活動団体の更新

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数・助成額
1	道場八多連合まちづくり協議会	北区	更新(4回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
2	会下山地区まちづくり協議会	兵庫区	更新(4回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
3	北野・山本地区をまもり、そだてる会	中央区	更新(11回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成
4	旧居留地連絡協議会	中央区	更新(9回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
5	フラワーロード沿道まちづくり協議会	中央区	更新(3回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
6	トアロード地区まちづくり協議会	中央区	更新(5回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
7	三宮中央通りまちづくり協議会	中央区	更新(4回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
8	みなと元町タウン協議会	中央区	更新(6回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成

(2)まちづくり専門家派遣[コンサルタント派遣]

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数
9	旧居留地連絡協議会	中央区	地域提案	2年間(令和8~9年)

【参考】令和7年度第2回 まちづくり支援事業 検証・評価

(1)長期協定運用団体・長期活動団体の更新

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数・助成額
1	美しい街岡本協議会	東灘区	更新(8回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
2	魚崎郷まちなみ委員会	東灘区	更新(5回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
3	青木地区まちづくり協議会	東灘区	更新(3回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成
4	深江地区まちづくり協議会	東灘区	更新(6回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
5	六甲アイランドまちづくり協議会	東灘区	更新(3回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成
6	本山北町まちづくり協議会	東灘区	更新(1回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成

(2)まちづくり専門家派遣[コンサルタント派遣]

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数
7	青木地区まちづくり協議会	東灘区	地域提案	2年間(令和8~9年)
8	深江地区まちづくり協議会	東灘区	地域提案	2年間(令和8~9年)

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	道場八多連合まちづくり協議会			所在地	北 区	
	設立年月	平成10年1月		面積	58.6 ha	世帯数	約1,700 世帯
	設立目的	道場八多地区特定土地区画整理事業に伴い、周辺地域と調和した良好な環境を維持するため、平成10年1月に道場八多連合まちづくり協議会が発足した。住みよく活力のあるまちづくりを推進することを目的としている。					
	協議会認定年月	平成12年7月		構想提案年月	平成12年12月		
	協定締結年月	平成17年7月		協定期限	-		
	地区計画決定年月	平成13年10月		その他のルール等	-		
	助成区分	長期協定運用団体助成		事業完了目標年次	年度 予定		
	助成年数	24 年		過去3年の助成額合計	150,000	円	
	派遣専門家	人・まち・住まい研究所					

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ									
	恵まれた自然環境や交通体系等の立地条件を活かし、「活力と魅力のある流通生活拠点」と「ゆとりと潤いのある住み良い田園住宅地」が共存する「ゆとりと活力のある環境共生都市」の形成を目標としたまちづくり活動を推進する。活動の内容としては、まちづくり協定の運用、住民への啓発(まちづくり協定に係るルールの周知、まちづくり協議会ニュースの発行)などに取り組んでいる。									
	これまでの取り組みと今後の予定									
		年度	過年度	今年度	今後の予定					
	項目		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	(1)地域の環境改善	平成17年7月にまちづくり協定を締結し、運用中。活力ある街をつくるため、駅前の活性化についてまちづくり協定に盛り込めないかを検討 令和10年度のまちづくり協定改定に向けたスケジュール			道場南口駅前の土地利用について勉強会					
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
	(4)自立化に向けた活動	平成23年に細則を策定し、運営ルールをできるだけわかりやすくし、専門家も負担を少なく運用できるようにしてきた。今後も勉強会などを行っていく。現在地域ごとに負担金も出しながら運営している。		細則の運用と、事例勉強会				新たな細則の策定		
	(5)啓発活動	まちづくり協議会ニュースの発行(年1回程度)								
(6)人材育成活動	新住民に、まちづくりに興味を持っていただくきっかけとなる様に、まちづくり協定等の住環境整備ルールと協議会のPR冊子を作成配布予定。						新住民に対するPR			
(7)その他										

活動のPR	<p><これまでの取り組みについて> 道場八多地区の区画整理事業に伴い、周辺地域と調和した良好な環境を形成・維持するため、神戸市長と「まちづくり協定」を締結し、住民主体のまちづくり活動を推進してきている。想定どおり地域の宅地化が進み、現在までに、戸建て住宅を中心に463件の協定に基づく届出書の案件を審議している。このことから、協定が有効に機能してきたと思われる。また、地域に認知してもらい適切な協定運用ができるよう、運用ルールの周知や、まちづくり協議会ニュースの発行等、啓発活動にも取り組んでいる。</p>
	<p><今後の取り組みについて> 協議会の目的である、住みよく活力のあるまちづくりを推進していくとともに、神戸市長と締結した「まちづくり協定」を適切に運用していく。 また、R10年度を目標にまちづくり協定の更新を行う。それに向けて、駅前の土地利用の方針など新たに盛り込む項目や、その他現状に即した変更点などの検討を行うとともに、地域住民へ情報提供や活動のPRなど啓発活動を強化する。 より良い地域の発展に向けて引き続き地域に根ざした取り組みを進めていく。</p>

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	会下山地区まちづくり協議会			所在地	兵庫 区
	設立年月	平成13年4月	面積	24.8 ha	世帯数	約900 世帯
	設立目的	安全で心豊かに日々快適な生活を送ることが出来、各会員が誇りに思えるような『陽のあたる 緑豊かな 丘のまち』を住民が主体となって創造していくことを目的とする。				
	協議会認定年月	平成19年7月	構想提案年月	平成16年5月		
	協定締結年月	平成19年11月	協定期限	令和9年11月		
	地区計画決定年月	-	その他のルール等	-		
	助成区分	長期協定運用団体助成	事業完了目標年次	年度 予定		
	助成年数	24 年	過去3年の助成額合計	124,987	円	
	派遣専門家	神戸まちづくり研究所				

主となるまちづくりのテーマ
「陽のあたる 緑ゆたかな 丘のまち」の実現

これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
(1)地域の環境改善 まちづくり協定	(ルール系まちづくり) 協定の更新・運用			(協定更新)	R9.11				
(2)都市基盤の整備 協議窓口	(事業系まちづくり) 開発行為等における協議(継続的に実施)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
(4)自立化に向けた活動 協定運営体制の強化 資金確保に向けた活動検討	まちづくり協定委員会の運営 地域団体との連携								
(5)啓発活動 まちづくり協議会・協定の周知	総会案内での活動周知 まちづくりニュースの発行								
(6)人材育成活動 まちづくり協議会・協定の勉強会	定例会での勉強会								
(7)その他 公園の活性化 外国人居住者への取り組み	会下山公園ミーティングとの連携 外国人地域ルール講習会など								

<これまでの取り組みについて>

- ・まちづくり協定を継続して運用地域の問題解決の話し合いの場を提供。
- ・まちづくり協議会として行政との協議の場を設け、地域内の開発行為について協議してきた。
- ・令和6年度より有志でまちづくり協議会やまちづくり協定の運用についても勉強会を実施。今後も継続予定。
- ・平成15年より会下山公園ミーティングに参加し、公園の問題解決や活性化に向けて行政と協働で取り組んでいる。

<今後の取り組みについて>

- ・地域も引き続き協定を運用していくことを強く望んでおり、令和9年11月協定更新に向けて今後協定内容の見直しや合意形成に向けての作業をおこなう予定。
- ・今後も新たな地域内の開発行為や再整備計画が決定した場合は、地域代表として行政と協議をおこなう場を設ける。
- ・自立化に向けて、まちづくり協議会の協定運用体制の強化を図るとともに、自己資金の確保に向け手の活動を検討していく。
- ・協議会活動やまちづくり協定の更なる広報活動としてまちづくりニュースを発行予定。
- ・地域の外国人居住者の増加に伴い、外国人居住者とも共生を推進するため、外国人地域ルールの周知や勉強会を企画予定。

活動のPR

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	北野・山本地区をまもり、そだてる会			所在地	中央	区
	設立年月	昭和56年8月	面積	45.0 ha	世帯数	約2,800	世帯
	設立目的	会員ひとりひとりが力を合わせ、北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざす。					
	協議会認定年月	昭和56年9月(景観形成市民団体)	構想提案年月	昭和63年4月			
	協定締結年月	-	協定期限	-			
	地区計画決定年月	-	その他のルール等	景観計画区域(北野町山本通都市景観形成地域)			
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目標年次	-	年度		
	助成年数	32 年	過去3年の助成額合計	662,916	円		
	派遣専門家	地域計画建築研究所					

主となるまちづくりのテーマ

北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざすために、悪いところをなくし、良いところを伸ばすという両視点からの取り組みを実践する。

これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
まちづくり計画の策定	昭和63年								
皆で育むまちの魅力 化行動計画	平成24年								
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
屋外広告物ルール・ ガイドラインの周知と 運用	・ルールの検討 ・合意形成、事前協議体制の検討 ・ルール・ガイドラインの運用	→	→						
夜間景観の高質化	・北野坂、異人館等のライトアップ								
花と緑を増やす運動	・インフィオラータ(平成9年～) ・オリーブアカデミー設立(平成25 年)								
まちの記憶を引き継 ぐ運動	平成6年～								
(4)自立化に向けた活動									
クリーン作戦	昭和56年より月1回								
不法看板等撤去活動	平成3年より実施(随時)								
(5)啓発活動									
HPによる情報発信									
開港5都市景観会議	平成5年～	○	○	○	○	○	○	○	○
「伝建物件」顕彰活動	伝建銘板の設置(平成9年)								
(6)人材育成活動									
他地域・他都市との 交流	景観形成市民団体・5都市とまちづ くりに関する情報交換	○	○	○	○	○	○	○	○
まちづくりフォーラム /イベントの開催	昭和60年～随時								
(7)その他									
市と連携したまちの 活性化策の検討	令和6年～ (ワークショップの参加など)								

<これまでの取り組みについて>

昭和56年の発会当初は、観光公害に代表される諸問題への対応が中心でしたが、徐々に我々のまちが保有する様々な資源をまもり、そだてるための活動にも取り組むようになりました。とりわけ阪神・淡路大震災の経験をきっかけに、このまちの素晴らしさを多くの住民や事業者が再び共有できた結果です。

伝統的建造物群とそこでの営みを顕彰するための活動や、オリーブ樹をはじめとする「花と緑を増やす運動」、あるいはフランス、イタリア、さらには近年ではベトナム等、諸外国の都市との交流も深めています。また平成23年には「皆で育むまちの魅力」アイデアを公募し、ここで頂いたアイデアをもとに、「皆で育むまちの魅力化行動計画」を策定し、伝統に根ざした魅力を創出するための活動に取り組んでいます。

<今後の取り組みについて>

当地区では、市の条例や既存の景観ガイドラインに違反しているとは言えないまでも、派手な広告物が増えてきているのが現状です。広告物の表示面積や個数、赤色・黄色などの色の採用を控えるなどの内容を盛り込んだ広告物ルールを策定し、広告物を設置する際は当会と事前協議を行い、景観誘導を図ることで、北野らしい美しく素敵な街並みを構築していきます。

団体の概要

これまでの取り組みと今後の予定

活動のPR

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他(北野町山本通都市景観形成地域)

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 3年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和7年8月26日 開催

専門委員意見

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	旧居留地連絡協議会			所在地	中央	区
	設立年月	昭和58年3月	面積	22.0 ha	世帯数	558	世帯
	設立目的	会員相互の親睦と福祉を増進し、賑わいと風格のあるまちづくりを進めることを目的とする。					
	協議会認定年月	昭和60年12月(景観形成市民団体)		構想提案年月	-		
	協定締結年月	-		協定期限	-		
	地区計画決定年月	平成7年4月(令和5年3月更新)		その他のルール等	景観計画区域(旧居留地都市景観形成地域)		
	助成区分	長期活動団体助成		事業完了目標年次	年度		
	助成年数	31	年	過去3年の助成額合計	900,000	円	
	派遣専門家	地域問題研究所					

主となるまちづくりのテーマ

- ・都心業務地にふさわしいにぎわいのあるまちなみの形成を図る
- ・歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を図る
- ・親しみとるおいのある地域環境の整備を図る

これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定						
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
(1)地域の環境改善 将来ビジョンの策定 地区計画 都市景観形成地域	(ルール系まちづくり) まちをとりまく状況の変化に応じた今後30年間の地区の将来像を検討		(検討・策定)							
	H7.4月都市計画決定(R5.3月変更)				(運用)					
	S58.6月地区指定				(運用)					
(2)都市基盤の整備 道路空間の魅力向上	(事業系まちづくり) 放置自転車対策、パーキングメータの撤去など						(道路管理者、警察署との調整)			
	(3)良好な景観形成 ガイドラインの運用 夜間景観向上計画						(運用)			
(4)自立化に向けた活動 協議会加入の促進	(景観系まちづくり) H8都心づくりガイドライン策定 H15広告物ガイドライン策定(H25改訂) H28夜間景観ガイドライン策定						(運用)			
	会員の増に伴う自主財源の確保(1社程度/年)									
(5)啓発活動 ホームページ 広報の発行 イベント開催	H14～ 一般向けと会員向けページで構成 H30 一般向けサイトをリニューアル		○	○	○	○	○	○	○	○
	昭和63年～ 毎年1回発行		○	○	○	○	○	○	○	○
	居留地アペロ(プロムナードコンサート)等の実施		○	○	○	○	○	○	○	○
(6)人材育成活動 他地域・他都市との交流 講習会、訓練の開催	景観形成市民団体や、開港5都市大会にてまちづくりに関する情報交換		○	○	○	○	○	○	○	○
	H17～防犯講習会、生田警察署と共催 H13～市民救命士講習会、防災訓練等		○	○	○	○	○	○	○	○
(7)その他 地域防災計画	H13.1月策定(本編+資料+マニュアル編)		(本編改訂)	(マニュアル編改訂)			(運用)			

<これまでの取り組みについて>

旧居留地連絡協議会ではまちづくりのテーマに沿って、協議会にて都心づくりガイドラインや広告物ガイドライン、夜間景観ガイドラインを策定し30年近く運用している。地区計画や景観法に基づく行政の指導と併せて、地域にてガイドラインに基づいた協議を行うことで、震災を乗り越え、近代洋風建築によって形作られていたかつての街並みの良さを継承した、にぎわい、風格のあるまちが形成されていると考える。

またそれだけでなく、地区内の防災計画を策定・運用することで安全・安心なまちとし、また環境保全、イベントの開催により、まちのにぎわいを促進するなど旧居留地地区の魅力を向上させ、神戸の代表的なまちを創り出していると考えている。

<今後の取り組みについて>

・まちづくり構想(将来ビジョン)の策定

旧居留地では、平成7年10月に「復興計画」、平成9年3月に「都心づくりガイドライン」を策定したが、策定後約30年が経過しており、策定当時と現状が合わない部分が生じている。また近年、旧居留地地区周辺において、三宮再整備やウォーターフロントの再開発が行われるなど、周辺のまちが変化するなか、旧居留地地区としてどのようにまちの魅力を向上させるかを改めて検討すべき時期が来ている。そのため、今後30年程度を見据えた旧居留地地区の新たなビジョン策定を行う。

これまでの取り組みと今後の予定

活動のPR

団体の概要	名称	旧居留地連絡協議会				所在地	中央	区
	設立年月	昭和58年3月	(31年目)	面積	22.0 ha	世帯数	558	世帯
	設立目的	会員相互の親睦と福祉を増進し、賑わいと風格のあるまちづくりを進めることを目的とする。						
	協議会認定年月	昭和60年12月(景観形成市民団体)			構想提案年月	-		
	協定締結年月	-			協定期限	-		
	地区計画決定年月	平成7年4月(令和5年3月更新)			その他のルール等	景観計画区域(旧居留地都市景観形成地域)		
	派遣専門家	地域問題研究所			派遣年数	30年		

主となるまちづくりのテーマ

- ・都心業務地にふさわしいにぎわいのあるまちなみの形成を図る
- ・歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を図る
- ・親しみとるおいのある地域環境の整備を図る

これまでの取り組みと今後の予定		地域提案事業(2年)										
テーマ	年度	地域提案事業(2年)										
		28年目 R6年度	30年目 R7年度	31年目 R8年度	32年目 R9年度	33年目 R10年度	34年目 R11年度	35年目 R12年度	36年目 R13年度	37年目 R14年度	38年目 R15年度	
(1)地域の環境改善 将来ビジョンの策定	今後30年間の地区の将来像を検討											
	地区計画 都市景観形成地域	H7.4月都市計画決定	S58.6月地区指定									
(2)都市基盤の整備 道路空間の魅力向上	放置自転車対策、パーキングメータの撤去など											
(3)良好な景観形成 ガイドラインの運用	H8都心づくりガイドライン策定											
	H15広告物ガイドライン策定											
夜間景観向上計画	H28夜間景観ガイドライン策定											
(4)自立化に向けた活動 各種会議への参画	神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会											
(5)啓発活動 ホームページ 広報の発行 イベント開催	H14~開設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	昭和63年~年1回発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	プロムナードコンサート等の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)人材育成活動 他地域・他都市との交流	景観形成市民団体や、開港50都市大会にてまちづくりに関する情報交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	H13~市民救命士講習会、防災訓練等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)その他 地域防災計画	H13.1月策定	本編改訂	マニュアル編改訂	運用								

<これまでの取り組みについて>
 旧居留地連絡協議会ではまちづくりのテーマに沿って、協議会にて都心づくりガイドラインや広告物ガイドライン、夜間景観ガイドラインを策定し30年近く運用している。地区計画や景観法に基づく行政の指導と併せて、地域にてガイドラインに基づいた協議を行うことで、震災を乗り越え、近代洋風建築によって形作られていたかつての街並みの良さを継承した、にぎわい、風格のあるまちが形成されていると考える。
 またそれだけでなく、地区内の防災計画を策定・運用することで安全・安心なまちとし、また環境保全、イベントの開催により、まちのにぎわいを促進するなど旧居留地地区の魅力を上向きさせ、神戸の代表的なまちを創り出していると考えている。

<今後の取り組みについて>
 ・まちづくり構想(将来ビジョン)の策定
 旧居留地では、平成7年10月に「復興計画」、平成9年3月に「都心づくりガイドライン」を策定したが、策定後約30年が経過しており、策定当時と現状が合わない部分が生じている。また近年、旧居留地地区周辺において、三宮再整備やウォーターフロントの再開発が行われるなど、周辺のまちが変化するなか、旧居留地地区としてどのようにまちの魅力を上向きさせるかを改めて検討すべき時期が来ている。そのため、今後30年程度を見据えた旧居留地地区の新たなビジョン策定を行う。

活動のPR

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	フラワーロード沿道まちづくり協議会			所在地	中央	区		
	設立年月	平成16年9月		面積	23.0	ha	世帯数	約2,500	世帯
	設立目的	神戸のメインストリートであるフラワーロードが、美しく魅力のある通りとして住む人にとって誇りの持てるまちであるとともに、神戸を訪れる方々に末永く愛され親しまれる通りとなることを目的とする。							
	協議会認定年月	-			構想提案年月	-			
	協定締結年月	-			協定期限	-			
	地区計画決定年月	-			その他のルール等	景観計画区域(沿道景観形成地区)、景観自主協定			
	助成区分	長期活動団体助成			事業完了目標年次	年度			
	助成年数	21 年			過去3年の助成額合計	132,793 円			
	派遣専門家	コー・プラン							

主となるまちづくりのテーマ

- ・「清潔」「おしゃれ」「にぎわい」を取り入れたフラワーロードらしい「魅力のあるスポット」を備えたストリートをめざす
- ・山と海をつなぎ、周辺ゾーンとの回遊性を活かしながら成長する神戸の「ゲートウェイ」をめざす
- ・ものづくりとルールづくりの両面から事業者・住民・行政が協働して「個性のあるまちなみ」づくりに取り組む

これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定						
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
(1)地域の環境改善 沿道景観形成地区	(ルール系まちづくり) S56.6月地区指定	●				(運用)				
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)									
(3)良好な景観形成 ガイドラインの運用 夜間景観向上計画の運用	(景観系まちづくり) フラワーロード沿道北地区景観形成自主協定(H22.5月) 夜間景観ガイドライン	●	●			(運用)	(運用)			
(4)自立化に向けた活動 イベント開催	「フラワーロードにぎわいフェスタ」の開催 (H21~R2、計11回開催) (イベントの収入を活動費に充当)		○	○	○	○	○	○	○	○
(5)啓発活動 広報の発行	まちづくりニュースの発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)人材育成活動 協議会加入の促進 各種会議への参画	フラワーロード沿道企業への働きかけ 三宮駅前景観形成連絡協議会	●								
(7)その他 クリーン作戦の実施	年5回開催	●				(開催)				

<これまでの取り組みについて>

当協議会は平成16年の設立以降、都心を南北に貫く神戸のシンボルロードにふさわしい街並み形成や三宮と神戸間のにぎわいと回遊性の向上、沿道の夜間景観、広告物景観のあり方について、周辺団体と連携しながら取り組みを進めてきた。今後も神戸のメインストリートであるフラワーロードが美しく魅力的で、住民、事業者、そして来街者の皆さんに末永く愛され、親しまれる通りとなるように取り組みたい。

<今後の取り組みについて>

当協議会はJR三ノ宮駅北側のフラワーロード沿道を活動範囲としており、三宮再整備によりまちが変化しつつあるが、協議会の活動はコロナの影響により縮小したままとなっている。三宮再整備により、より魅力的となる当地区の魅力を醸成・発信していくために、コロナ前に行われていた「フラワーロードにぎわいフェスタ」といった活動を再開し、地域に協議会の周知を行うと共に、協議会会員のまちづくりへの意識の醸成を図りたい。

これまでの取り組みと今後の予定

活動のPR

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	トアロード地区まちづくり協議会			所在地	中央	区
	設立年月	平成8年1月	面積	15.0 ha	世帯数	約1,200	世帯
	設立目的	トアロード及びその周辺らしい品格と魅力をもつ地区としてのまちづくりの達成					
	協議会認定年月	平成14年7月(景観形成市民団体)		構想提案年月	—		
	協定締結年月	平成9年4月(景観形成市民協定)		協定期限	令和9年4月		
	地区計画決定年月	平成24年7月		その他のルール等	トアロード地区・景観形成市民協定		
	助成区分	長期活動団体助成		事業完了目標年次	年度		
	助成年数	27	年	過去3年の助成額合計	127,185	円	
	派遣専門家	北野工作室					

主となるまちづくりのテーマ
トアロードらしい魅力と気品あるにぎわいを形成するため、景観形成市民協定の運用、イベント等によるエリア内外への情報発信、意識啓発を行う。

項目	年度	今後の予定										
		過年度	今年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
(1)地域の環境改善 地区計画	(ルール系まちづくり) H24.07 都市計画決定	●	—	—	—	(運用)	—	—	—	—	—	—
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)良好な景観形成 景観形成市民協定 景観形成ガイドライン	(景観系まちづくり) H10.10認定 H19.09策定 H26.02改訂	●	●	—	—	(運用)	(運用・周知)	—	—	—	—	—
(4)自立化に向けた活動 各種会議への参画	都心エリアのにぎわいと回遊の未来を考える	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)啓発活動 他地域・他都市との交流 ホームページ 広報動画	H11～景観形成市民団体連絡協議会 H26開設 「Tor is my Road」(トアロード中央商店街振興組作成)広報	●	●	—	—	(連絡協議会出席)	(適宜更新)	(市内各所放映)	—	—	—	—
(6)人材育成活動 コミュニティガーデン「風の庭」	H16～コミュニティガーデンの維持・管理	●	—	—	—	(維持管理)	—	—	—	—	—	—
(7)その他 イベント開催 ミューラルプロジェクト	H18～ トアロードカレッジ R06～ 勉強会	—	—	(周知)	(イベント開催)	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	(勉強会)	(アート作成)	—	—	—	—	—	—	—

<これまでの取り組みについて>
地域の建築物や広告物等の計画に対して、通りに面する部分のにぎわい形成や植栽配置も含む景観調整を続けてきて、トアロードらしい気品のにぎわいのあるまちが少しずつ実現しつつあります。

<今後の取り組みについて>
今後も引き続き、景観まちづくりに取り組むことと合わせて、イベントやコミュニティガーデンプロジェクト等にも積極的に取り組み、さらなる魅力の向上を目指します。また、地域の各商店街との連携によりまちづくりの輪をさらに広げられるよう、トアロードらしい文化情報を地域内外に発信していきます。

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他(トアロード地区・景観形成市民協定、トアロード地区地区計画)

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 6年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和7年8月26日 開催

専門委員意見

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	三宮中央通りまちづくり協議会			所在地	中央	区
	設立年月	平成13年10月	面積	5.0 ha	世帯数	約120	世帯
	設立目的	山手(北野界限)と旧居留地及びも三宮と元町をつなぐ結節点として、神戸の目抜き通り・三宮中央通りにふさわしいまちなみ景観を創り、育て、地域の快適環境の向上に資するため。					
	協議会認定年月	平成15年9月(景観形成市民団体)	構想提案年月	-			
	協定締結年月	平成15年9月(景観形成市民協定)	協定期限	令和9年2月			
	地区計画決定年月	平成20年3月	その他のルール等	三宮中央通り景観形成市民協定			
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目標年次	年度			
	助成年数	24 年	過去3年の助成額合計	244,984	円		
	派遣専門家	ゼンクリエイト					

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ										
	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集い、賑わいのある楽しい街のメインストリート ・周辺のまちをつなぐ歩行者ネットワークプラザ ・伝統と新しさを感じさせる個性あるまちなみ 										
	これまでの取り組みと今後の予定										
			年度	過年度	今年度	今後の予定					
	項目			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)									
	地区計画	H20年都市計画決定					運用				
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)									
	歩行者空間の活用	ほこみち制度の活用、植栽の管理・リニューアル検討					活用・運営形態の検討				
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)									
景観形成市民協定の運用	H14年締結、H26年・R4年見直し	R6 13件				景観審議					
各種会議への参画	景観形成市民団体連絡協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4)自立化に向けた活動											
オープンカフェの実施	H16年より実施、R3年より通年実施					継続実施					
KOBEパークレットの活用	活用・新たな使い方の検討					活用					
multi-BASE	運営・管理・利活用の推進					運営					
(5)啓発活動											
開港5都市景観会議	年1回開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
協議会ホームページ	R3年度開設、魅力発信					随時更新					
(6)人材育成活動											
周辺団体との交流	コネクト神戸への参画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(7)その他											
道路駐停車対策	右側車線の駐停車による景観阻害・渋滞対策					継続実施					
放置自転車対策	啓発活動						継続実施				

＜これまでの取り組みについて＞
 「日常の賑わいの絶えない神戸都心の東西目抜き通り」「北野山本界限と旧居留地、三宮と元町をつなぐ神戸都心の結節点」として、沿道土地建物所有者、テナント、行政関係部局が互いに協働しながら、都市的文化的魅力の向上を図る景観づくりに取り組んでいます。
 当協議会が進めるまちなみ景観づくりの柱となっている「三宮中央通り景観形成市民協定」は、平成14年(2002年)9月27日に制定され、近年の都市計画や中央区計画・神戸都心の将来ビジョン等を踏まえ令和4年2月に協定およびまちなみ形成ルールの見直しを行いました。
 また、令和3年2月には国土交通省より全国初のほこみち指定を受け、ほこみち制度を活用した「オープンカフェ」の実施、令和5年9月に竣工した「multi-BASE」の管理・運営を行うなど、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

＜今後の取り組みについて＞
 景観形成市民協定・まちなみ形成ルールの運用を行い、引き続き良好な景観形成を図ります。
 三宮駅周辺が大きく変わろうとする中、今後近隣商業エリアにも大きな変化が生じてくるものと考えられます。そのような流れの中で、これからも地域の魅力を活かし、継続的かつ恒常的な地域の賑わい創出をしていくためには、地域価値の向上を目的としたエリアマネジメントが必要となってきます。今後エリアマネジメントに向けた勉強会や先行事例のヒアリング、検証実験など具体的な課題解決の取り組みを行ってまいります。
 令和5年度より実施している三宮プラッツ周辺での賑わいづくりイベント「フリマク」の支援や、三宮中央通り沿道を活用した賑わいづくりイベントによって、引き続き三宮中央通り沿道の魅力あるまちづくりに取り組めます。
 令和5年度に整備した「multi-BASE」を「歩行者利便増進道路運営管理に関する協定」及び「ほこみち利用規約」に基づき管理運営を行い、当協議会の自立した活動(財源の確保)が行えるよう、仕組みづくりを行ってまいります。

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	みなと元町タウン協議会		所在地	中央区	
	設立年月	平成3年3月	面積	40.0 ha	世帯数	約5,500 世帯
	設立目的	元町周辺地域を安全・安心かつ活力と魅力あふれるまちとして発展させるため、地区の住民・企業・各種団体等地区関係者が協力し、まちの将来構想を策定するとともに、行政・関係機関・専門家等の協力のもと、その実現に向けて事業を推進することを目的とする。				
	協議会認定年月	平成14.15.20年(景観形成市民団体)	構想提案年月	-		
	協定締結年月	平成10.15.20年(景観形成市民協定)	協定期限	-		
	地区計画決定年月	-	その他のルール等	-		
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目標年次	年度		
	助成年数	30 年	過去3年の助成額合計	782,558	円	
	派遣専門家	ゼンクリエイト				

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ									
	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとに近い特性を活かしたまちづくり ・エリア内の地区ごとの個性をのばすまちなみ形成 ・地域内の多様な主体のネットワーク形成 									
	これまでの取り組みと今後の予定									
		年度	過年度	今年度	今後の予定					
	項目		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
	栄町通クリーン作戦	1回実施/月	●	●	●	●	●	●	●	●
	ハーバーロードクリーン作戦	1回実施/月	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
栄町通景観形成市民協定	平成10年～	●	●	●	●	●	●	●	●	
神戸元町商店街景観形成市民協定	平成15年～	●	●	●	●	●	●	●	●	
ハーバーロード景観形成市民協定	平成19年～	●	●	●	●	●	●	●	●	
(4)自立化に向けた活動										
会員数増のはたらきかけ	会員からの年会費収入	●	●	●	●	●	●	●	●	
費用圧縮	ニュース発行回数の変更(毎月一年4回)	○	○	○	○	○	○	○	○	
神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会への参画	3~4回開催/年	●	●	●	●	●	●	●	●	
県庁舎のあり方検討会への参画	令和6年8月～	●	●	●	●	●	●	●	●	
元町駅周辺リニューアルプラン検討会への参画	令和7年夏～	●	●	●	●	●	●	●	●	
(5)啓発活動										
みなと元町タウンニュース	平成3年～ 年4回発行	○	○	○	○	○	○	○	○	
開港5都市景観まちづくり会議	平成5年～景観形成市民団体連絡協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	
元町北通、ハーバーロードへのパネル設置	平成15.23.27年 上記協議会会長	●	●	●	●	●	●	●	●	
(6)人材育成活動										
津波避難訓練の実施	平成26年～	○	○	○	○	○	○	○	○	
(7)その他										
2024構想の振り返りと今後の具体的な取り組みの検討	2024構想 (平成27年6月策定)	●	●	●	●	●	●	●	●	

活動のPR	<p><これまでの取り組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成市民協定の運用とともに、協定区域外においても、まちの景観、にぎわいに寄与するよう、建築計画等の把握、事前調整等に取り組んできました。 ・自治会組織がなくまちづくり活動が進んでいなかったハーバーロードからJR神戸駅までのゾーンについて、令和3年6月に協議会のエリアを拡大しました。以降、拡大したエリアの今後のまちづくりの在り方についてとりまとめ、「まちづくり構想」を作成しました。 ・みなと元町タウン2024構想と都心の未来の姿「将来ビジョン」の実現に向けて、専門家とともに具体化のための調整を行ってきました。
	<p><今後の取り組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなと元町タウン2024構想策定から10年、活動の振り返りとそれを踏まえた今後の取り組みについて考え、具体的に取り組んでいきたいと思います。 ・構想の3つのテーマ「魅せる」「備える」「楽しむ」ごとに振り返った今までの取り組みと、そこから考えられる今後の展開をもとに、ルールの徹底やはたらきかけによる良好なまちなみの形成と、エリア住民がまちづくりの主体となるような仕組みづくりを進めていきたいです。

令和7年度 まちづくり専門委員一覧

(50音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
合同会社 こと・デザイン （まちづくりコンサルタント）	（かどの ふみかず） 角野 史和	令和7年度 令和8年度
関西学院大学 建築学部 教授	（しみず ようこ） 清水 陽子	令和7年度 令和8年度
神戸芸術工科大学 大学院芸術工学研究科 建築・環境デザイン学科 教授	（ながの まき） 長野 真紀	令和7年度 令和8年度
神戸大学 大学院経営学研究科 教授	（なかむら えり） 中村 絵理	令和7年度 令和8年度
神戸香風法律事務所 弁護士	（よしはら きよひで） 吉原 清英	令和7年度 令和8年度

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 5 年 3 月 15 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画，土木，法律，経済，防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣要綱第 9 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成要綱第 2 条第 2 項に規定する、検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

この要綱は、令和5年3月15日より施行する。

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

昭和56年12月23日条例第35号

目次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	まちづくり協議会（第4条－第6条）
第3章	まちづくり提案（第7条・第8条）
第4章	まちづくり協定（第9条－第12条）
第5章	地区計画等（第13条－第16条）
第6章	助成等（第17条・第18条）
第7章	まちづくり専門委員（第19条）
第8章	雑則（第20条・第21条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号・以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項及びまちづくり提案、まちづくり協定等に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）まちづくり協議会 第4条の規定により認定された協議会をいう。
- （2）まちづくり提案 第7条の規定により策定された提案をいう。
- （3）まちづくり協定 第9条の規定により締結される協定をいう。
- （4）地区計画等 法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。
- （5）住民等 地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。

（市長の基本的責務）

第3条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第2章 まちづくり協議会

（まちづくり協議会の認定）

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- （1）地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- （2）その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの

(3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの
(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないとするときは、その認定を取り消すものとする。

第3章 まちづくり提案

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

(1) 協定の名称

(2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域

(3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項

2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行おうとするときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更

(2) 土地の区画形質又は用途の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聴くことができる。

3 まちづくり協議会は、第1項の規定による協議について、市長に意見を述べることができる。

第5章 地区計画等

(地区計画等)

第13条 本章は、法の規定により地区計画等の案の作成手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の案の作成に係る公告及び縦覧)

第14条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第15条 市は、素案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他の適切な措置を講じるものとする。

2 市は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、開催の日前7日までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

(意見の提出方法)

第16条 素案に対する意見は、第14条第1項の縦覧開始の日から起算して3週間文書により提出することができる。

第6章 助成等

(まちづくり協議会に係る助成等)

第17条 市長は、まちづくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくりに係る助成等)

第18条 市長は、前条に規定するもののほか、住民等のうち住み良いまちづくりの推進のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

第7章 まちづくり専門委員

(まちづくり専門委員の設置)

第19条 市は、住み良いまちづくりを推進するため、まちづくり専門委員を置くものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第20条 第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の規定による公告の方法は、神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)に規定するところによるほか、当該まちづくり協定又は素案に係る地区内若しくは区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年2月15日規則第77号により昭和57年2月15日から施行)

附則(平成元年3月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。